

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地																													
神戸医療福祉専門学校三田校		平成9年3月26日		澤村 誠志		〒 669-1313 (住所) 兵庫県三田市福島501-85 (電話) 079-563-1222																													
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地																													
学校法人 神戸滋慶学園		平成4年1月9日		理事長 田仲 豊徳		〒 650-0001 (住所) 兵庫県神戸市中央区加納町2丁目5番1号 (電話) 078-221-8026																													
分野	認定課程名	認定学科名		専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度																													
医療	医療専門課程	作業療法士科		-	平成23(2011)年度	平成26(2014)年度																													
学科の目的 養成目的は、自ら考え行動できる自律した作業療法士を育成することです。作業療法士に必要な知識や技術は何なのかを考え、自ら学修する習慣を身につけます。また、障害者・高齢者のリハビリテーションのための保健・医療・福祉の場において自分たちは何ができるのかを問いかけ、その解決に向け行動できる資質を身につけます。その過程を通して、実践の場で役に立つ知識や技術を身につけます。																																			
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等) 県内唯一の4年制専門学校。チーム医療論を中心とした多職種連携プログラム。作業療法士国家試験の受験資格。																																			
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数		講義	演習	実習	実験																												
4年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入 3,495 単位時間 - 単位		1,290 単位時間 - 単位	450 単位時間 - 単位	1,755 単位時間 - 単位	- 単位時間 - 単位																												
生徒総定員	生徒実員(A)	留学生数(生徒実員の内数)(B)		留学生割合(B/A)	中退率																														
160 人	69 人	0 人		0 %	9 %																														
就職等の状況 ■卒業生数(C) : 14 人 ■就職希望者数(D) : 13 人 ■就職者数(E) : 13 人 ■地元就職者数(F) : 10 人 ■就職率(E/D) : 100 % ■就職者に占める地元就職者の割合(F/E) : 77 % ■卒業者に占める就職者の割合(E/C) : 93 % ■進学者数 : 0 人 ■その他 : (令和6年度卒業生に関する令和7年5月1日時点の情報) ■主な就職先、業界等 (令和6年度卒業生) 病院、リハビリテーションセンター、福祉施設等																																			
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: 有 ※有の場合、例えば以下について任意記載 評価団体: 一般社団法人 リハビリテーション教育評価機構 受審年月: 2022年4月1日 評価結果を掲載したホームページURL http://jcore.or.jp/																																		
当該学科のホームページURL	https://www.kmw.ac.jp/gakka/ot/																																		
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A: 単位時間による算定) <table border="1"> <tr> <td>総授業時数</td> <td>3,495 単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数</td> <td>- 単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した演習の授業時数</td> <td>- 単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち必修授業時数</td> <td>2,475 単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数</td> <td>990 単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td> <td>30 単位時間</td> </tr> <tr> <td>(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td> <td>- 単位時間</td> </tr> </table> (B: 単位数による算定) <table border="1"> <tr> <td>総単位数</td> <td>- 単位</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数</td> <td>- 単位</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した演習の単位数</td> <td>- 単位</td> </tr> <tr> <td>うち必修単位数</td> <td>- 単位</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数</td> <td>- 単位</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した必修の演習の単位数</td> <td>- 単位</td> </tr> <tr> <td>(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)</td> <td>- 単位</td> </tr> </table>							総授業時数	3,495 単位時間	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	- 単位時間	うち企業等と連携した演習の授業時数	- 単位時間	うち必修授業時数	2,475 単位時間	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	990 単位時間	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	30 単位時間	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	- 単位時間	総単位数	- 単位	うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数	- 単位	うち企業等と連携した演習の単位数	- 単位	うち必修単位数	- 単位	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数	- 単位	うち企業等と連携した必修の演習の単位数	- 単位	(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)	- 単位
総授業時数	3,495 単位時間																																		
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	- 単位時間																																		
うち企業等と連携した演習の授業時数	- 単位時間																																		
うち必修授業時数	2,475 単位時間																																		
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	990 単位時間																																		
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	30 単位時間																																		
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	- 単位時間																																		
総単位数	- 単位																																		
うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数	- 単位																																		
うち企業等と連携した演習の単位数	- 単位																																		
うち必修単位数	- 単位																																		
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数	- 単位																																		
うち企業等と連携した必修の演習の単位数	- 単位																																		
(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)	- 単位																																		
教員の属性(専任教員について記入)	<table border="1"> <tr> <td>① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを合算して6年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)</td> <td>3 人</td> </tr> <tr> <td>② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)</td> <td>2 人</td> </tr> <tr> <td>③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)</td> <td>- 人</td> </tr> <tr> <td>④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)</td> <td>1 人</td> </tr> <tr> <td>⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)</td> <td>- 人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>6 人</td> </tr> </table> 上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数: 6 人							① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを合算して6年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)	3 人	② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)	2 人	③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)	- 人	④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)	1 人	⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)	- 人	計	6 人																
① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを合算して6年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)	3 人																																		
② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)	2 人																																		
③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)	- 人																																		
④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)	1 人																																		
⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)	- 人																																		
計	6 人																																		

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

業界との連携について、学生それぞれを配置する臨床実習先の専門職を実習指導者に就任していただき、実習開始前には本校に集合していただいた上で、本校の建学の理念、学科の養成目的、臨床実習の目的を説明させていただき、臨床実習での指導をおこなっていただいています。教育課程編成委員会においても、業界関係者からの意見を、より詳細に教育内容に反映させるように見直している。

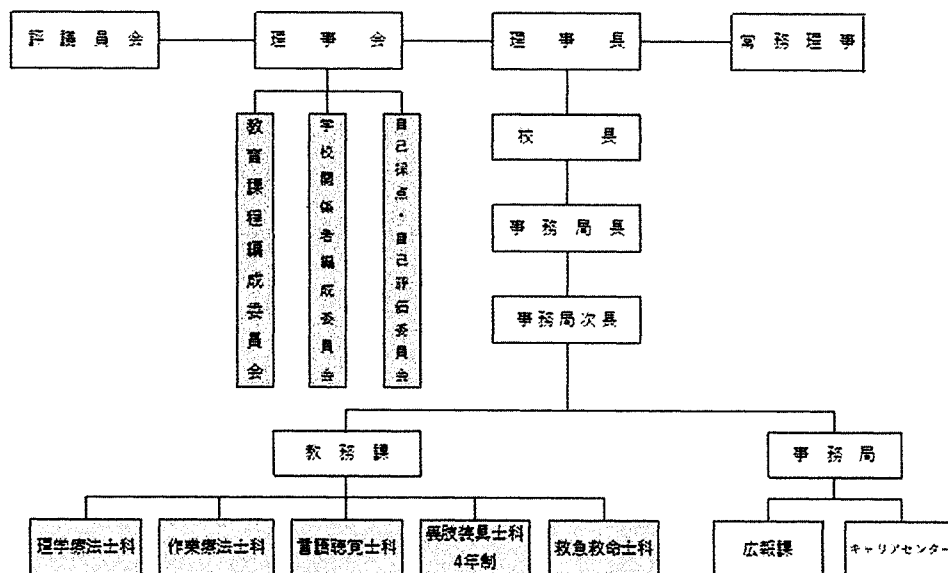
(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

本校の教育課程編成委員会は理事会のもとに設置しており、委員長は、委員会で出された意見を集約し理事会に報告している。カリキュラム変更等は評議員会、理事会で決議し教育内容に反映させている。

学校法人神戸滋慶学園

神戸医療福祉専門学校三田校



(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和7年5月1日現在

名 前	所 属	任期	種別
齋藤 満知子	学校法人 神戸滋慶学園 常務理事	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	—
澤村 誠志	神戸医療福祉専門学校三田校 校長	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	—
今在家 信司	神戸医療福祉専門学校三田校 事務局長	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	—
渡部 匡朗	神戸医療福祉専門学校三田校 事務局次長	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	—
大牧 良平	神戸医療福祉専門学校三田校 理学療法士科副学科長	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	—
山下 真吾	神戸医療福祉専門学校三田校 作業療法士科副学科長	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	—
今岡 康人	神戸医療福祉専門学校三田校 言語聴覚士科学科長	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	—
棚木 千代美	神戸医療福祉専門学校三田校 救急救命士科学科長	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	—
鎌田 恭子	神戸医療福祉専門学校三田校 義肢装具士科4年制副学科長	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	—
正木 健一	一般社団法人 兵庫県理学療法士会 財務部 部長	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	①
堤 万佐子	医療法人 尚和会 宝塚第一病院	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	③
田川 和人	みきやまりハビリテーション病院 療法部主任	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	③

小南 陽平	医療法人尚和会 宝塚リハビリテーション病院 療法部 病棟部門長	令和6年4月1日～令和8年3月 31日(2年)	③
上村 高弘	医療法人恒昭会 藍野花園病院 精神科 デ イケア 主任	令和6年4月1日～令和8年3月 31日(2年)	③
門脇 誠一	一般社団法人兵庫県作業療法士会 理事(副 会長)	令和6年4月1日～令和8年3月 31日(2年)	①
恩田 光平	兵庫県言語聴覚士会 理事	令和6年4月1日～令和8年3月 31日(2年)	①
吉田 泉	社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団 あわじ 荘 支援課 次長兼支援課課長	令和6年4月1日～令和8年3月 31日(2年)	③
田畑 隆太	医療法人社団薫楓会 緑駿病院 リハビリ テーション科 事務部次長	令和6年4月1日～令和8年3月 31日(2年)	③
太田 宗夫	一般社団法人 全国救急救命士教育施設協 議会 顧問	令和6年4月1日～令和8年3月 31日(2年)	①
秋田 健太郎	医療法人沖縄徳洲会 神戸徳洲会病院 救急 救命士科 主任	令和6年4月1日～令和8年3月 31日(2年)	③
川端 雅生	一般社団法人 日本義肢協会 近畿支部 研 修委員	令和6年4月1日～令和8年3月 31日(2年)	①
石原 栄治	公益社団法人 日本義肢装具士協会 副会長	令和6年4月1日～令和8年3月 31日(2年)	①
植田 幸一	橋本義肢製作 株式会社 第2装具課 課長	令和6年4月1日～令和8年3月 31日(2年)	③
藤原 誠文	株式会社 アルフィット 代表取締役	令和6年4月1日～令和8年3月 31日(2年)	③

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。
(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「－」を記載してください。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、
地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(6月、2月)

(開催日時(実績))

第1回 令和6年6月8日 15:00～17:00

第2回 令和7年2月8日 14:10～16:10

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

臨床現場における、作業療法士の新人教育の内容を教育に反映できるかどうかをアンケート結果をもとに協議を行う。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

臨床実習を行うに適切な器具機械を備え、診療参加型臨床実習を行うこと。臨床実習指導者の要件として、免許を受けた後5年以上業務に従事した者であり、また臨床実習指導者のうち1人は、厚生労働省が指定した専任教員養成講習会を修了したもの、又は厚労省の認定・届け出を受けた臨床実習指導者講習会に参加した作業療法士が以下の基本方針の下、生徒1人に対し1人以上指導者として担当する体制をとることが可能な施設を選定している。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

養成校(施設長)と実習施設(施設管理者)との間で実習契約を締結し、養成校が臨床実習施設の指導者との間で、実習内容説明と種々の情報交換を行っている。指導者は1名ないしは少数名の実習生に対し指導者を中心とするグループを形成し指導する形態をとるよう、全ての実習において、実習生が診療チームの一員として加わり、臨床実習指導者の指導・監督の下で行う診療参加型臨床実習を基本としている。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	企業連携の方法	科目概要	連携企業等
臨床実習Ⅰ	3.【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	臨床実習とは、文部科学省・厚生労働省令「理学療法士作業療法士学校要請施設指定規則」に基づいて養成校が定めた各実習施設における系統の実習をいう。臨床実習の中心的目的は ①地域作業療法実習を通じて作業療法士の役割と基本的態度、多職種の役割を学ぶ ②地域在住の対象者の指導・援助ができる技能を身につけることである。	兵庫県立ひょうごこころの医療センター 介護老人保健施設青美 医療福祉センターさくら 介護老人保健施設咲楽荘 介護老人保健施設はくほう
臨床実習Ⅱ	3.【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	臨床実習とは、文部科学省・厚生労働省令「理学療法士作業療法士学校要請施設指定規則」に基づいて養成校が定めた各実習施設における系統の実習をいう。臨床実習の中心的目的は見学と体験を通じて作業療法士の役割と基本的態度、多職種の役割を学ぶことである。	有馬温泉病院、宝塚リハビリテーション病院、初台リハビリテーション病院、笹生病院、神戸リハビリテーション病院ほか(総数73件)
臨床実習Ⅲ	3.【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	臨床実習とは、文部科学省・厚生労働省令「理学療法士作業療法士学校要請施設指定規則」に基づいて養成校が定めた各実習施設における系統の実習をいう。臨床実習の中心的目的は ①評価実習を通じて作業療法士の役割と基本的態度、多職種の役割を学ぶ ②作業療法士を目指す学生としての基本的態度を身につける ③対象者の改善課題整理と目標設定、必要なプログラム立案ができるように評価能力を身につけることである。	有馬温泉病院、宝塚リハビリテーション病院、初台リハビリテーション病院、笹生病院、神戸リハビリテーション病院ほか(総数73件)
臨床実習Ⅳ-1 臨床実習Ⅳ-2	3.【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	臨床実習とは、文部科学省・厚生労働省令「理学療法士作業療法士学校要請施設指定規則」に基づいて養成校が定めた各実習施設における系統の実習をいう。臨床実習の中心的目的は ①総合実習を通じて作業療法士の役割と基本的態度、チームアプローチの実際を学ぶ ②作業療法士を目指す学生としての基本的態度を身につける ③対象者の改善課題整理と目標設定、必要なプログラム立案ができるように評価能力を身につける ④プログラム実施を通じて治療・指導・援助ができる技能を身につける ⑤プログラムの効果を判定する能力を身につけることである	有馬温泉病院、宝塚リハビリテーション病院、初台リハビリテーション病院、笹生病院、神戸リハビリテーション病院ほか(総数73件)

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係		
(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針 ※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記 学園の定める教員研修規程において、教員の授業内容・教育技法の改善並びにクラス運営方法の向上、マネジメント能力を含む指導力の向上を研修の目的と定めています。また、教員の専門知識・技術の向上の為にそれぞれの専門の学会や業界の研修会への積極的参加を促しています。学科にて教員全てが研修を受けるように、計画している。		
(2)研修等の実績		
①専攻分野における実務に関する研修等		
研修名:	第58回日本作業療法学会	連携企業等: 日本作業療法士協会
期間:	令和6年11月9日	対象: 作業療法士
内容	「作業療法の効果を最大化する知識・技術・環境を問う」	
研修名:	2024年感覚統合入門講習会オンライン(基礎コース)	連携企業等: 日本感覚統合学会
期間:	2024年7月20日	対象: 医療従事者
内容	感覚統合に対する基本的な考え方から応用まで	
研修名:	2024年基礎ポイント研修 第58回日本作業療法学会参加	連携企業等: 日本作業療法士協会
期間:	令和6年11月10日	対象: 作業療法士
内容	「作業療法の効果を最大化する知識・技術・環境を問う」	
研修名:	2024年基礎ポイント研修 第30回兵庫県作業療法学会参加	連携企業等: 兵庫県士会
期間:	2024年12月1日	対象: 作業療法士
内容	ICT・デジタル技術で変わる人々の暮らしと作業療法支援などの内容	
②指導力の修得・向上のための研修等		
研修名:	臨床実習指導者講習会	連携企業等: 臨床実習における学生指導法と演習を実施
期間:	令和6年9月21日	対象: 作業療法士
内容	臨床実習における学生指導法と演習を実施	
研修名:	ハラスメント研修	連携企業等: 一般財団法人 滋慶教育科学研究所
期間:	令和6年11月7日	対象: 医療従事者
内容	教員一人ひとりがハラスメントに関する正しい知識を習得し、意識を改革すること。これにより、ハラスメントを許さない職場風土を醸成し、未然に防止することが目標。	
研修名:	2024年度FDミドルレベル研修	連携企業等: 一般財団法人 滋慶教育科学研究所
期間:	令和6年7月18日	対象: 医療従事者
内容	学科やチームといった組織単位での教育力を高めるための視点とスキルを習得することが目的	
研修名:	2024年基礎ポイント研修 精神分野作業療法委員会第1回研修	連携企業等: 兵庫県士会
期間:	2024年9月19日	対象: 作業療法士
内容	長期入院患者のCOPM実践事例を通して、精神分野の作業療法における評価について	
研修名:	重点 MTDLP委員会 教育法 教員と実習指導者のためのMTDLP教育法①	連携企業等: 日本作業療法士協会
期間:	令和6年10月6日	対象: 作業療法士
内容	MTDLPの教育的・臨床実習場面での活用方法についての内容	
研修名:	2024年基礎ポイント研修 精神分野作業療法委員会 第3回研修会	連携企業等: 兵庫県士会
期間:	令和6年12月12日	対象: 作業療法士
内容	精神分野でも使えるリスクマネジメントについての内容	

研修名:	第37回教育研究大会・教員研修会	連携企業等:	全国リハビリテーション学校協会
期間:	2024年8月30-31日	対象:	PT・OT・ST・養成校教職員
内容	ナラティブと最先端医療教育の融合		
研修名:	MTDLP事例報告会(発表・聴講)	連携企業等:	長崎県士会
期間:	令和7年1月26日	対象:	作業療法士
内容	MTDLPを活用した運動器疾患リハビリテーションの事例報告。		
(3)研修等の計画			
①専攻分野における実務に関する研修等			
研修名:	2025年第45回近畿作業療法学会参加	連携企業等:	兵庫県士会
期間:	令和7年6月1日	対象:	作業療法士
内容	「チャレンジ！ 聞いて語って考えよう あなたらしい作業療法とは？」		
研修名:	認定作業療法士取得研修 共通 研究法	連携企業等:	日本作業療法士協会
期間:	2025年10月11日・12日	対象:	作業療法士
内容	基本的な研究法、研究デザインの考え方や基本統計手法についての内容		
研修名:	認定作業療法士取得研修 選択 身体障害	連携企業等:	日本作業療法士協会
期間:	2025年10月18日・19日	対象:	作業療法士
内容	事例を通して、急性期～終末期に至るまでライフスタイルを考え、作業療法の必要性及び役割などについての内容		
②指導力の修得・向上のための研修等			
研修名:	2025年地域貢献活動推進研修会 STEP I	連携企業等:	兵庫県士会
期間:	令和7年6月22日	対象:	作業療法士
内容	地域貢献活動の現状についての内容		
研修名:	自動車運転と作業療法	連携企業等:	日本作業療法士協会(eラーニング講座)
期間:	令和7年7月31日	対象:	作業療法士
内容	運転再開支援・運転支援技術の活用、地域移動支援についての内容		
研修名:	地域ケア会議に資する人材育成研修	連携企業等:	日本作業療法士協会(eラーニング講座)
期間:	令和7年7月31日	対象:	作業療法士
内容	地域包括ケアの概論と制度理解、地域資源の活用についての内容		
研修名:	子育て・介護を担う女性作業療法士の働き方 ～子育てしながらイキイキと働くために～	連携企業等:	日本作業療法士協会(eラーニング講座)
期間:	令和7年7月31日	対象:	作業療法士
内容	復職や両立支援が可能となるよう職場の環境調整などの内容		
研修名:	2025年地域貢献活動推進研修会 STEP2	連携企業等:	兵庫県士会
期間:	令和7年8月24日	対象:	作業療法士
内容	地域リハ活動の実際 活動事例を踏まえての内容		
研修名:	がん・非がんの緩和ケア ～作業療法実践に必要な緩和ケアの知識～	連携企業等:	日本作業療法士協会(eラーニング講座)
期間:	令和7年8月31日	対象:	作業療法士
内容	作業療法士に求められる緩和ケアの知識、終末期での関わりの内容		

研修名:	精神分野作業療法委員会-第1回研修会-	連携企業等:	兵庫県士会
期間:	令和7年9月18日	対象:	作業療士
内容	COPMからみる評価の視点についての内容		

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針
卒業生、保護者代表、近隣関係者、高校関係者、業界関係者により構成される学校関係者評価委員会を組織し、この委員会が、学校教職員が行った自己点検・自己評価の内容を審議・評価することを通し、学校運営の改善に生かすことを方針としています。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	(1)教育理念・目標
(2)学校運営	(2)学校運営
(3)教育活動	(3)教育活動
(4)学修成果	(4)学修成果
(5)学生支援	(5)学生支援
(6)教育環境	(6)教育環境
(7)学生の受入れ募集	(7)学生の受入れ募集
(8)財務	(8)財務
(9)法令等の遵守	(9)法令等の遵守
(10)社会貢献・地域貢献	(10)社会貢献・地域貢献
(11)国際交流	(11)国際交流

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況
中途退学率の改善が必要との指摘から、メンタル面、学習習慣や学習能力面についての学生サポートアンケートを活用し、問題の早期発見や担任による補講契約や面談を実施している。また、カウンセリングやキャリア教育に携わる教職員に対するサポートや研修も実施している。特に当学科は実習において学生メンタル面が弱い傾向があるとの指摘において、社会人基礎力を強化するカリキュラムを作成した。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名 前	所 属	任期	種別
中村 元樹	理学療法士科卒業生・平島病院 リハビリテーション科	令和6年4月1日～令和6年3月31日(2年)	卒業生
佐考 まゆみ	言語聴覚士科の保護者	令和7年4月1日～令和8年3月31日(2年)	保護者代表
五味 仁志	学校法人松蔭女子学院 入試・広報課	令和6年4月1日～令和6年3月31日(2年)	高等学校関係者
田中 加代子	特定非営利活動法人言語障害者の社会参加を支援する会しゃべろーよ 地域活動支援センター トークゆうゆう 所長	令和6年4月1日～令和6年3月31日(2年)	企業等委員
正木 健一	兵庫県理学療法士会 財務部 部長/株式会社ヌーベルバーグ 介護ショップ蓮	令和6年4月1日～令和6年3月31日(2年)	企業等委員
川端 雅生	一般社団法人 日本義肢協会 近畿支部 研修委員/榊川端技術所 代表取締役	令和6年4月1日～令和6年3月31日(2年)	企業等委員

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。
(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期
(ホームページ) 広報誌等の刊行物 ・ その他())
URL: <https://www.kmw.ac.jp/gakko/joho/>
公表時期: 令和7年6月30日

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

学校で毎年作成している事業計画の実行方針では目標(カリキュラムの検証、中途退学防止、卒業後の離職防止等)を具現化するため、学校関係者評価委員会・教育課程編成委員会の委員の方からの意見をもとに、実行計画を作成している。企業等への具体的な情報提供方法としては、講師会議やホームページを通じて、教育活動その他の学科運営の情報に関する情報の提供を行っています。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	建学の理念、校長名、所在地、連絡先、教育目標、学校の沿革
(2) 各学科等の教育	入学者に関する受け入れ方針及び入学者数、収容定員、在学学生数、
(3) 教職員	教職員数、組織図
(4) キャリア教育・実践的職業教育	教育システム、実習・実技等の取組、就職支援の取組
(5) 様々な教育活動・教育環境	学年暦、学校行事の取組状況、設備紹介
(6) 学生の生活支援	学生支援の取組
(7) 学生納付金・修学支援	学費、学費サポート
(8) 学校の財務	資金収支計算書、事業活動収支計算書、財産目録、貸借対照表、監査報告書
(9) 学校評価	自己評価・学校関係者評価の結果、学校関係者評価委員会議事録
(10) 国際連携の状況	
(11) その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

(ホームページ) 広報誌等の刊行物 ・ その他()

URL: <https://www.kmw.ac.jp/gakko/joho/>

公表時期: 令和7年6月30日

授業科目等の概要

(医療専門課程 作業療法士科)																
	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
	必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
1	○			心理学	人の認知、思考、行動などにおける心理の過程を理解し、人の内面を見る手がかりを学修する。	1後	30	2	○			○			○	
2	○			カウンセリング入門	相談時の技法としてカウンセリングの基本的知識と技法について学修する。	2後	15	1	○			○		○		
3	○			教育学	人間の人格・教養の形成における教育の機能とその具体的方法について学修する。	1後	15	1	○			○			○	
4	○			物理学	身体力学を考える上の基礎となる、運動の速度、法則、仕事とエネルギーなど物理学知識を学修する。	1前	15	1	○			○			○	
5	○			生物学	医学の基礎としての生物学、並びに身体の構造や仕組みを理解するための基礎を学修する。	1前	15	1	○			○			○	
6	○			健康科学	基礎的な体力を養うと共に、作業療法士にとって必要な体育学理論を学修する。	1前	30	1		○		○			○	
7	○			情報処理Ⅰ	PCによる文章や文書作成に関する基礎を学ぶ。また、学習のためにPCを効果的に活用することができ、医療等の現場や研究発表などで用いられる情報の実際を学修する。	1前	30	1		○		○			○	
8	○			情報処理Ⅱ	医療等の現場や研究発表などで用いられる情報をコンピュータ処理の実例を通して、その実際を学修する。	1後	30	1		○		○			○	
9	○			英語Ⅰ（読解）	英語に親しみ英文の読解力を身につける。	1後	15	1	○			○			○	
10	○			英語Ⅱ（会話）	英語に親しみ実用英会話能力を身につける。	2前	15	1	○			○			○	
11	○			医学英語	臨床・臨地の現場で用いられる専門用語を身につける。	2後	15	1	○			○			○	
12	○			人間関係論	コミュニケーションをはじめ、人と接するときに必要な基本的事柄について実践を通して学修する。	1前	30	2		○		○		○		

13	○		解剖学Ⅰ	作業療法士にとって必要な人体の構造、特に骨・筋肉の構造を学修する。	1通	60	4	○			○		○	
14	○		解剖学Ⅱ	作業療法士にとって必要な人体の構造、特に運動器系、循環器系、神経系などの構造を学修する。	1後	30	2	○			○			○
15	○		解剖学実習	人体の構造、特に運動器系、循環器系、神経系などの構造を観察、触察、実習を通して学修する。	1通	45	1			○	○		○	
16	○		生理学	人体の構造の知識を基に、それぞれの臓器の機能や運動生理等について理解する。	1通	60	4	○			○			○
17	○		運動学	人体の運動及び動作の原理と、それらを多面的に理解し、関節の構造による運動の特徴等を学修する。	2後	30	2	○			○			○
18	○		運動生理学	人間の運動及び動作分析の基本的な手法や関節の構造による運動の特徴について学修する。	2前	30	2	○			○		○	
19	○		人間発達学	人間の生涯を通して身体的、精神的、社会的等の発達を学修する。	1前	15	1	○			○		○	
20	○		病理学	いろいろな疾病やその原因、症状、治療等を学修する。	2後	15	1	○			○			○
21	○		臨床心理学	障害を持っている人や医学的な治療を受けている人の心理を理解し、その対応方法を学修する。	2後	30	2	○			○			○
22	○		精神医学	統合失調症をはじめ、心の病に関する精神医学や精神医療の基本的知識を理解する。	2後	30	2	○			○			○
23	○		一般臨床医学	臨床で経験する各種疾病の診断、症状、予後、治療法等を学修する。	2後	30	2	○			○			○
24	○		内科学	内科学の基本的知識を学修する。	2後	30	2	○			○			○
25	○		整形外科学	整形外科学の基本的知識を得る。	2後	30	2	○			○		○	
26	○		神経内科学	神経内科学の基本的知識を得る。	2前	30	2	○			○			○
27	○		小児科学	小児科学の基本的知識を学修する。	2後	15	1	○			○			○

28	○		老年学	老年学の基本的知識を学修する。	2 前	15	1	○			○	○		
29	○		リハビリテーション医学	いろいろな疾病や障害に対するリハビリテーション医学の基本的アプローチの方法を学修する。	1 後	15	1	○			○	○		
30	○		救急法	救急法に関する基本的知識・技術を学修する。	1 後	15	1	○			○	○	○	
31	○		画像診断学	画像診断の基本的知識を学修する。	2 前	15	1	○			○		○	
32	○		リハビリテーション概論	リハビリテーションの理念、概念、対象等について学修する。	1 前	15	1	○			○	○		
33	○		社会保障制度論	社会保障制度の現状とあり方、また、各種制度の特徴等を学修する。	1 前	30	2	○			○		○	
34	○		公衆衛生学	健康の維持・増進、予防医学の重要性を認識し公衆衛生に関する基本的知識を学修する。	1 前	15	1	○			○		○	
35	○		チーム医療論	リハビリテーションチームとしての関わる専門職の役割について学修する。	1 後	30	2	○			○	○		
36	○		作業療法概論	作業療法の定義、起源と歴史、対象とアプローチ方法等、全体像を学修する。作業療法の管理、運営や倫理等、業務に関する基本的知識を学修する。	1 前	30	2	○			○	○		
37	○		基礎日常生活活動学	利用者の生活活動に必要な身体やこころを理解できるように演習を通して学修する。	1 前	30	1		○		○	○		
38	○		基礎作業学	作業療法の治療手段である作業活動と人間との関わりや諸機能への影響等を学修する。	1 前	15	1	○			○	○		
39	○		基礎作業学実習Ⅰ	さまざまな作業活動を実践し、その治療的な使用法や効果等について実習を通して学修する。	1 前	45	1				○	○	○	
40	○		基礎作業学実習Ⅱ	さまざまな作業活動を実践し、その治療的な使用法や効果等について実習を通して学修する。	1 前	45	1				○	○	○	○
41	○		作業療法管理学	医療現場における情報の管理に関する基礎的な事項を理解する。	3 後	30	2	○			○	○		
42	○		作業療法評価学総論	作業療法における評価とは何かの基礎を学修する。	1 後	15	1	○			○	○		

43	○		身体障害評価学Ⅰ	身体障害分野における主な評価を学修する。	1後	15	1	○			○	○		
44	○		身体障害評価学実習Ⅰ	身体障害分野における基本となる評価技術を学修する。	1後	45	1			○	○	○		
45	○		身体障害評価学Ⅱ	身体障害分野における整形外科疾患の評価を身につける。	2前	15	1	○			○		○	
46	○		身体障害評価学実習Ⅱ	身体障害分野における整形外科疾患の評価技術を身につける。	2前	45	1			○	○		○	
47	○		身体障害評価学Ⅲ	身体障害分野における整形外科疾患の評価を身につける。	2後	15	1	○			○		○	
48	○		身体障害評価学実習Ⅲ	身体障害分野における整形外科疾患の評価技術を身につける。	2後	45	1			○	○		○	
49	○		運動機能評価学実習	身体障害分野における運動機能障害の評価を学修する。	2前	45	1			○	○		○	
50	○		精神障害評価学	作業療法の精神障害分野における評価を学修する。	2後	15	1	○			○		○	
51	○		精神障害評価学実習	作業療法の精神障害分野における評価技術を学修する。	2後	45	1			○	○		○	
52	○		発達障害評価学	作業療法の発達障害分野における評価を学修する。	2前	15	1	○			○		○	
53	○		発達障害評価学実習	作業療法の発達障害分野における評価技術を身につける。	2後	45	1			○	○		○	○
54	○		高次脳機能評価学	作業療法の高次脳機能障害分野における評価を学修する。	3前	15	1	○			○		○	
55	○		臨床作業療法演習Ⅰ	作業療法士にとって臨床・臨地活動に必要な基礎的・基本的技能を学修する。	3後	30	1		○		○		○	
56	○		臨床作業療法演習Ⅱ	作業療法士にとって臨床・臨地活動に必要な基礎的・基本的技能を学修する。	3後	30	1		○		○		○	
57	○		作業療法運動学	作業療法の治療技術に関わる人体の運動、動作の特徴等を学修する。	2前	15	1	○			○		○	

58	○		作業療法運動学実習	作業療法の治療技術に関わる人体の運動、動作の特徴や分析等を実習を通して学修する。	2 前	45	1			○	○		○		
59	○		身体障害治療学Ⅰ	身体障害分野の作業療法を学修する。	3 前	15	1	○			○			○	
60	○		身体障害治療学Ⅰ実習	身体障害分野の作業療法を実習を通して学修する。	3 前	45	1			○	○			○	
61	○		身体障害治療学Ⅱ	身体障害分野の作業療法を学修する。	3 後	15	1	○			○			○	
62	○		身体障害治療学実習Ⅱ	身体障害分野の作業療法を実習を通して理解する。	3 後	45	1			○	○			○	
63	○		精神障害治療学	精神障害分野の作業療法を学修する。	3 前	15	1	○			○			○	
64	○		精神障害治療学実習	精神障害分野の作業療法を実習を通して学修する。	3 前	45	1			○	○			○	
65	○		発達障害治療学	発達障害分野の作業療法を学修する。	3 前	15	1	○			○			○	
66	○		発達障害治療学実習	発達障害分野の作業療法を実習を通して理解する。	3 前	45	1			○	○			○	
67	○		老年期障害治療学実習	老年期障害分野の作業療法を実習を通して学修する。	3 前	45	1			○	○			○	
68	○		高次脳機能治療学実習	高次脳機能障害分野の作業療法を実習を通して学修する。	3 前	45	1			○	○			○	
69	○		日常生活援助学	日常生活活動に関する基本的知識を学修する。	2 前	15	1	○			○				○
70	○		日常生活援助学実習	日常生活活動に関する基本的知識を実習を通して学修する。	2 前	45	1			○	○				○
71	○		テクニカルエイド演習	障害を持った人や高齢者の生活自立を支援する福祉用具について学修する。	3 前	30	1		○		○	○	○	○	○
72	○		義肢装具学	義肢装具（特に義手、上肢装具）に関する基本的知識を学修する。	3 前	30	2	○			○				○

73	○		作業療法研究 法Ⅰ（統計 学）	研究は実践のための科学的基盤を確立する 上で重要であり、その基礎的知識と技法を 得るための統計処理の基本的な知識と方法 を学び、文献等で用いられている統計に関 する考え方を身につける	3 前	15	1	○			○		○		
74	○		作業療法研究 法Ⅱ	作業療法に関する研究疑問を発見し、研究 計画を立案する。	3 後	30	1		○		○		○		
75	○		卒業研究	研究の手法を駆使し、テーマを選び書式に 沿って論文としてまとめる。	4 後	90	3		○		○		○		
76	○		地域作業療法 学	地域作業療法の現状と実際について学修す る。	3 前	30	2	○			○		○	○	
77	○		ケアマネジメ ント論	ケアマネジメントの知識と方法を学修す る。	3 後	15	1	○			○			○	
78	○		職業関連活動	作業療法士にとって障害を持っている人の 職業援助の方法や支援に必要な基礎的スキル を学修する。	3 前	30	2	○			○			○	
79	○		地域活動演習 Ⅰ	作業療法士が活躍する様々な社会復帰施 設、障害領域を見学し、各種の疾患、障害 を有する対象者との関わりを経験する。	1 通	30	1		○	△	○	○	○		
80	○		地域活動演習 Ⅱ	作業療法士が活躍する様々な社会復帰施 設、障害領域を見学し、各種の疾患、障害 を有する対象者との関わりを経験し、レク リエーションを企画、実践する。	2 通	30	1		○	△	○	○	○		
81	○		臨床実習Ⅰ	通所及び、訪問リハビリテーションの現場 で、様々な対象者への対応等についての見 学を実施する。	1 後	45	1			○		○	○	○	○
82	○		臨床実習Ⅱ	様々な対象者の状態等に関する評価を実習 する。	2 前	90	2			○		○	○	○	○
83	○		臨床実習Ⅲ	対象者の障害像の把握、治療目標及び治療 計画の立案、治療実践並びに治療効果判定 について実習する。	3 後	135	3			○		○	○	○	○
84	○		臨床実習Ⅳ－ 1	作業療法の全過程を臨床・臨地場で体験 する。	4 前	360	8			○		○	○	○	○
85	○		臨床実習Ⅳ－ 2	作業療法の全過程を臨床・臨地場で体験 する。	4 前	360	8			○		○	○	○	○
86	○		作業療法特論	作業療法分野での最新情報や取り組み等、 臨床で役立つ知識について学修する。	3 後	30	2	○			○		○		
87	○		作業療法特講 Ⅰ	卒業に際し、いろいろな疾患に関する作業 療法の現状について学修する。	4 後	45	3	○			○		○		

88	○		作業療法特講Ⅱ	卒業に際し、いろいろな疾患に関する作業療法の現状について学修する。	4後	45	3	○			○		○		
89	○		住宅改造論	自立した生活をする上で障壁となっている環境について、その改造や工夫の方法を学修する。	3後	15	1	○			○			○	
90	○		関連職種連携	チームアプローチ・チームワークに関する基礎的知識を学修する。	3後	15	1	○			○		○		
91	○		臨床実習特論	臨床実習を行なう上での基礎を学修し、臨床実習に向けた準備性を高める。	3後	30	1		○		○		○	○	○
92	○		海外セミナー	海外における医療・福祉・リハビリテーションの現状等について研修を通して学修する。	3後	30	1		○			○		○	
合計					92 科目				140 単位（単位時間）						

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件： 本校所定の課程を修了し、出席日数をみたし、試験に合格すること。		1 学年の学期区分	2 期
履修方法： 当該年度の科目を全て履修していなければならない。		1 学期の授業期間	20 週

（留意事項）

- 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 企業等との連携については、実施要項の3（3）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。